

新設分割にかかる事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号および第 815 条第 3 項第 2 号ならびに
会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2025 年 4 月 1 日

株式会社 C G S ホールディングス

株式会社 C & G システムズ

2025 年 4 月 1 日

新設分割に係る事前開示書面
(会社法第 811 条第 1 項第 1 号および第 815 条第 3 項第 2 号ならびに
会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

福岡県北九州市八幡西区引野一丁目 5 番 1 5 号
株式会社 C G S ホールディングス
代表取締役社長 塩田聖一

東京都品川区東品川二丁目 2 番 2 4 号
株式会社 C & G システムズ
代表取締役社長 塩田聖一

株式会社 C G S ホールディングス（以下「当社」といいます。）は、2025 年 1 月 17 日付新設分割計画書に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社の営む CAD/CAM システム等事業（CAD/CAM システムの開発・製造・販売およびこれらに付帯する保守サービス）に関する資産、負債、契約上の地位、その他の権利義務を、新たに設立する株式会社 C & G システムズ（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。

会社法第 811 条第 1 項第 1 号および第 815 条第 3 項第 2 号ならびに会社法施行規則第 209 条に基づき、下記の事項を本書面により開示します。

1. 本新設分割が効力を生じた日

2025 年 4 月 1 日

2. 当社における法定手続の経過

(1) 新設分割の差止請求手続

会社法第 805 条の 2 の規定に従い、当社に対して本新設分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本新設分割に際して、会社法第 806 条第 3 項及び第 4 項に基づき、2025 年 3 月 5 日から定款の定めに従い電子公告を行いました。が、所定の期間内に同条第 1 項の規定に従い株式買取請求権を行使した株主はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続

本新設分割に際して、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(4) 債権者保護手続

本新設分割に際して、会社法第 810 条第 1 項及び第 2 項に基づき、2025 年 2 月 20 日付の官報によって公告するとともに、同日付で電子公告も行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者

はありませんでした。

3. 新設会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2025 年 4 月 1 日をもって、当社より、新設分割計画に記載された事業に関する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を、同計画に従い承継いたしました。

4. その他新設分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上